

○千歳市自主防災組織等活動支援助成金交付要綱

令和8年3月4日

(趣旨)

第1条 この要綱は、千歳市自主防災組織等活動支援助成金（以下「助成金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(助成対象者)

第2条 助成金の交付申請をすることができる者（以下「助成対象者」という。）は、千歳市自主防災活動推進要綱（平成17年9月26日実施）の規定に基づき登録された自主防災組織及び設立予定の団体又は組織とする。

(助成対象事業等)

第3条 事業区分、助成対象事業及び助成対象経費は、別表第1に規定するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、助成対象事業としない。

- (1) 他の補助金、助成金等を受けている事業
- (2) 営利を目的とする事業
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が不相当と認める事業

(助成金の額等)

第4条 助成金の額は、予算の範囲内において、助成対象者が支出した事業区分ごとに助成対象経費の額（千円未満切捨て）とする。ただし、別表第2に規定する事業区分ごとの助成限度額を上限とする。

2 助成金の交付を受けた助成対象者は、同一年度内に再度助成金の交付を受けることができない。

3 事業区分ごとの助成金の交付回数は、別表第2に規定する交付限度回数を上限とする。

(助成金の交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者は、千歳市自主防災組織等活動支援助成金事業申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添付し、別に定める日までに市長に申請しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他の書類

(助成金の交付決定)

第6条 市長は、前条第1項の規定による申請を審査し、相当と認めるときは、予算の範囲内において助成金の交付決定を行い、速やかに自主防災組織等活動支援助成金交付決定通知書（第2号様式）により通知するものとする。

(事業の変更等)

第7条 前条の規定による通知を受けた者（以下「助成交付決定者」という。）は、第5条の規定による申請に関する事項若しくは助成の決定を受けた事業（以下「助成事業」という。）の内容を変更しようとするとき、又はその助成事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、速やかに市長の承認を受けなければならない。ただし軽微な変更については、この限りでない。

2 助成交付決定者は、助成事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合若しくは完了しない場合又は遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。

(実績報告等)

第8条 助成交付決定者は、助成事業が完了したとき、又は前条の規定による変更等の承認を受けたときは、速やかに次に掲げる書類の提出により市長に報告しなければならない。

(1) 自主防災組織等活動支援助成金実績報告書（第3号様式）

(2) 収支決算書

(3) 振込先(金融機関名・口座番号)

(4) その他の書類

(助成金の額の確定)

第9条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、当該報告に係る助成事業の成果が助成金交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査した上で、交付すべき助成金の額を確定し、自主防災組織等活動支援助成金交付額確定通知書（第4号様式）により助成交付決定者に通知するものとする。

(助成金の支払い)

第10条 助成金は、前条の規定により交付すべき助成金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、市長が必要と認めるときは、助成金の交付決定後に、一括又は分割して概算額を交付することを妨げない。

2 助成交付決定者は、前項ただし書の規定により助成金の支払を受けようとするときは、助成金概算払申請書（第5号様式）を市長に提出しなければならない。

3 第1項ただし書の規定により概算額を交付した場合において、確定した助成金の額が既に交付した額を超えるときは、不足額を支払うものとし、確定した額を超える助成金が既に交付されているときは、超過分の額を返還させるものとする。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、助成金の申請、報告、交付の手続その

他必要な事項については、千歳市補助金等交付規則（昭和58年規則第12号）の規定によるものとする。また、自主防災組織等活動支援助成金に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和8年4月1日から実施する。

（千歳市防災資機材貸与要領の廃止）

2 千歳市防災資機材貸与要領(平成17年9月26日施行)は、廃止する。ただし、千歳市防災資機材貸与要領に基づきすでに貸与している資機材について貸与品の返却、管理に関する取扱いについては、なお従前の例による。

別表第1（第3条関係）

事業区分	助成対象事業	助成対象経費
防災活動支援(ハード)	自主防災組織が行う防災資機材の購入	防災資機材購入費及び当該資機材の納品・設置に要する費用
防災活動支援(ソフト)	自主防災組織が行う防災活動事業のうち、研修会等の開催、防災マップ、パンフレット等の作成費又は購入費	<ul style="list-style-type: none"> ・研修会等の開催に係る消耗品費、会場借上、講師謝礼等の経費 ・防災マップ、パンフレット、チラシ等の作成費又は購入費 ・その他市長が必要と認める経費
	自主防災組織が行う防災活動事業のうち、防災訓練又は視察研修の開催に係る経費等	<ul style="list-style-type: none"> ・防災訓練又は視察研修の開催に係る消耗品費、燃料、材料費、保険料等の経費 ※ 弁当、飲み物類等は認められない。 ・その他市長が必要と認める経費
設立準備支援(ソフト)	自主防災組織未設立の町内会・自治会が自主防災組織設立に向け行う事業	<ul style="list-style-type: none"> ・研修会等の開催に係る消耗品費、会場借上、講師謝礼等の経費 ※ 弁当、飲み物類等は認められない。 ・パンフレット、チラシ等の作成費又は購入費 ・その他市長が必要と認める経費
防災倉庫設置支援(手数料)	自主防災組織が行う防災倉庫設置事業(市の許可を受けて都市公園内に防災倉庫を設置する場合に限る。)	公園内への防災倉庫設置に伴う建築確認申請手数料及び完了検査申請手数料

別表第2（第4条関係）

事業区分	助成限度額	交付限度回数
防災活動支援(ハード)	50万円	1組織につき1回まで
防災活動支援(ソフト)	8万円	交付限度回数なし
設立準備支援(ソフト)	2万円	1組織につき2回まで
防災倉庫設置支援(手数料)	1万5,000円	1組織につき複数回可

千歳市長 横田 隆一 様

住所

団体名

代表者職・氏名

代表者電話番号 ()

千歳市自主防災組織等活動支援助成金事業申請書

上記助成金に関し、次のとおり事業を実施したいので、申請します。

記

1 事業計画

事業区分	事業計画	所要見込額	
A 防災活動支援 (ハード)	(整備する資機材)	円	(内訳)
B 防災活動支援 (ソフト)	(事業内容)	円	(内訳)
C 設立準備支援 (ソフト)	(事業内容)	円	(内訳)
	(設立予定年月) 年 月		
D 防災倉庫設置 支援 (手数料)	(事業内容)	円	
合計			円

2 連絡責任者

住所	
電話番号	
メールアドレス	
役職・氏名	

3 添付書類

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他の書類

自主防災組織等活動支援助成金交付決定通知書

千歳市指令補助第 号
年 月 日

様

千歳市長 印

年 月 日付けで申請のあった自主防災組織等活動事業に対する助成金について、下記のとおり条件を付して交付することに決定しましたので、千歳市自主防災組織等活動支援助成金交付要綱第6条の規定により通知します。

記

- 1 助成金額 金 円
- 2 この助成金の交付の対象となる事業及び経費並びに助成金の額は、次のとおりです。

助成対象事業	助成対象経費	助成金の額

- 3 助成金を他の用途に使用し、その他交付決定の内容又は交付の条件に違反したときは、決定の全部又は一部を取り消し、当該取消しに係る部分について既に助成金が交付されているときは返還を命ずるものとします。
- 4 助成事業等の適正な執行のため必要と認めるときは、事業等の遂行の状況に関し報告を求め、又は調査をすることがあります。
- 5 交付の条件は、次のとおりとします。
 - (1) 助成事業等に要する経費の配分の変更（軽微な変更を除く。）をする場合においては、承認を受けること。
 - (2) 助成事業等の内容の変更（軽微なものを除く。）をする場合においては、承認を受けること。
 - (3) 助成事業等を中止し、又は廃止する場合においては、速やかにその経過を報告し、承認を受けること。
 - (4) 助成事業等が予定期間内に完了しない場合、又は遂行が困難となった場合においては、速やかに報告し、指示を受けること。
 - (5) 助成事業等が完了したときは、1箇月以内に実績報告書及び収支決算書を作成し提出すること。
 - (6) 助成事業等に関する収入、支出の内容を明らかにする帳簿及び書類を備え、これを整理しておくこと。

第3号様式

自主防災組織等活動支援助成金実績報告書

年 月 日

千歳市長 様

助成事業者等 住 所
氏 名

事業名 千歳市自主防災組織等活動支援助成事業

年 月 日付千歳市指令補助第 号指令をもって助成金等の交付の決定を受けた上記事業について、千歳市自主防災組織等活動支援助成金交付要綱第8条の規定により、次のとおり報告します。

記

1. 助成事業等の成果 :
2. 助成事業等の経費の決算額 : 円
3. 助成金等交付決定額 : 円
4. 助成事業等の着手及び完了年月日
着 手 年 月 日
完 了 年 月 日
5. 添付書類
 - (1) 収支決算書
 - (2) 振込先（金融機関名・口座番号）
 - (3) その他の書類

自主防災組織等活動支援助成金交付額確定通知書

年 月 日

様

千歳市長

印

年 月 日付 千歳市指令補助第 号により交付を決定した自主防災組織等活動支援助成金について、次のとおり金額を確定したので、通知します。

記

1 助成金交付決定時の通知額

金 円

2 助成金確定額

金 円

助成金概算払申請書

年 月 日

千歳市長 様

住所
助成事業者 氏名 印

事業名 _____

上記の事業について、 年 月 日付け千歳市指令補助第 号により助成金の交付の決定を受けましたが、概算払を受けたいので、千歳市自主防災組織等活動支援助成金交付要綱第 10 条第 2 項の規定により、次のとおり申請します。

- 1 助成金等交付決定時の通知額 金 円
- 2 既に概算払を受けた額 金 円
- 3 今回概算払申請 金 円
- 4 申請の理由

5 口座振替払の振込先金融機関及び支店の名称、口座名義人、種別及び口座番号

振込先金融機関及び支店の名称	口座名義人氏名 (上段・フリガナ：下段・漢字)	種別	口座番号
		普通 当座	

注 1 「 年 月 日付け千歳市指令補助第 号」については、当初の交付決定の年月日及び番号を記載すること。

2 「5 口座振替払の振込先金融機関及び支店の名称、口座名義人、種別及び口座番号」欄については、口座振替払を希望する場合に記載すること。